

平成28年3月21日の報道によれば、日本小児科学会の子どもの死亡登録・検証委員会が、年間約350人の子どもが虐待によって亡くなった可能性があると調査結果をまとめたとのことである。この数値は自治体の報告を踏まえて虐待死数を集計している厚生労働省の数値の約3〜5倍の数値となる。日本小児科学会では医療機関に調査用紙を送付し、死亡診断書では把握できない詳細な事項を調査したり聞き取るなどしてかかる推計をまとめることができた。

この日本小児科学会の発表に先だつこと11日前の平成28年3月10日の報道によれば、児童福祉のあり方について議論する厚生労働省の専門委員会は、児童相談所の負担を軽減し虐待対応への専門性を高めるため、市町村と児童相談所の役割分担を明確化すべきであるなどの報告書をまとめた。児童相談所の業務内容は一時保護などの虐待対応に限られず極めて広範に亘っており、非行相談、未熟児などの保健相談、不登校などの育成相談、離婚などの養護相談などさまざまな相談業務

も行っており、その一部を各市町村に担わせることなどを眼目とする。

このような流れを受けて、政府は平成28年3月29日の閣議で、「児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律要綱」を踏まえた改正案を今国会にて制定する意欲を明らかにした。この法律改正の重要な内容としては、児童相談所内の児童福祉士などへの指導や教育も担当するベテラン児童福祉士や児童心理士をスーパーバイザーとして配置すること、強制的に児童相談所の職員が家庭に立ち入る臨検手続を簡略化し、それに先立つ保護者への出頭要求手続も簡略化すること、児童相談所の求めに応じて被虐待児に関する資料を医療機関などから提供できるようにすることがあげられる。

どのような規定となるかの詳細な内容はいまだ不明であるものの、虐待親の児童に対する虐待の遠因に虐待親の精神疾患が関わっているとされる事例について、仮に虐待親が入通院する医療機関から診療録を取り寄せるところまで広げることができるようになれば、一時保護の

判断が適切・迅速にできることとなる。また、一般的に、児童相談所の職員が速やかに児童の居住する自宅などに立入調査ができていれば、早期に虐待が発見されたであろう事例も多い。この点、改正案では、児童相談所が保護者に対して児童を同伴して出頭するよう求めてもこれを拒否され、さらに、立入調査をすることを求めても拒否された場合などに、児童相談所が自宅を臨検し児童を捜索できる旨の許可状を裁判所に求める手続が簡略化されることとなった。これらの改正案が制定されれば、児童相談所の虐待防止のための権限は強化され、市町村との役割分担も含めて体制も強化されるであろう。

早いもので弁護士として児童虐待防止に関わってきた20年が経った。始めたころは、「他人に子どもに対する羨(うらやま)を云々されるいわれはない」などと、親の子に対する羨(うらやま)という色彩が濃い時代であった。まして自宅の中でどのような虐待行為がなされているのかなど、児童相談所の職員が自宅の中に入って様子を見

るといことも虐待親が拒否すれば何もできなかった。だからこそ、児童相談所の職員は家族との信頼関係が途切れないように努力をし続けながら自宅玄関の扉が閉じられないようきめ細かな対応をしてきたのである。家族との信頼関係が途切れないようにとの継続的な対応はこれからも何も変わらないが、痛ましい虐待事件が数多く発生している今日、適切に且つ迅速に対応する仕組みが整ってきたものと考えている。

最後に、弁護士として何度も反芻してきたことであるが、他人のことを考えるということは弁護士一人ひとりのイメージションが問われることである。そして、弁護士のイメージションなどというものはたかが知れているものに過ぎない。また、考えても考えても考え足りないことを思い知って取り組まなければならないその最たる領域が児童虐待防止の分野なのである。今般の改正で児童相談所への弁護士の配置などが規定されると聞くが、弁護士が児童虐待に関わることがそう簡単なことではないことを肝に銘じるべきである。

法律 40
法相 R

児童虐待防止に向けた
新たな動き

高橋 司 たかはし・つかさ

弁護士。1963年生まれ。北海道大学大学院法学研究科修了。「高橋日浦法律事務所」代表。